

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっています。また、コミュニケーションが減ると、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、認知症やうつ病になる傾向が強いと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米と比較して大差はないと言われていますが、補聴器の使用率は、欧米と比べると低く、日本での補聴器の普及が求められます。

しかしながら、日本において補聴器の価格は非常に高額であり、保険適用がないため全額自己負担となっています。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられるものの、その対象はわずかで、多くの難聴者は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

補聴器購入に対する公的補助制度が欧米ではすでに確立しているところもあり、日本でも一部の自治体では高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。

耳が聞こえにくい、聞こえないことは、高齢者の社会参加・再雇用への大きな障害となっています。補聴器の更なる普及により高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつなげていくことが大切です。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月10日

兵庫県赤穂市議会

議長 山田 昌弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて